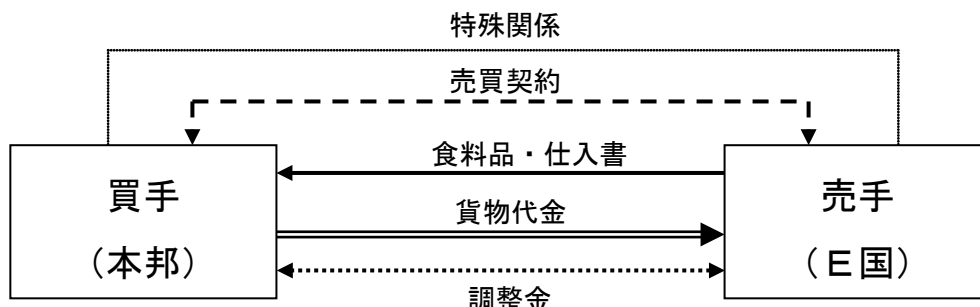


### 35. 輸入取引に係る価格調整条項の適用により発生する調整金

（移転価格税制に関する調整金）



#### 【照会要旨】

当社（買手）は、E国所在の特殊関係にある売手と締結した売買契約により、食料品を購入（輸入）します。

当該売買契約において、輸入貨物の売買価格は、その仕入書価格支払後に、輸入後の販売により得られる利益の状況に応じて見直しされ、調整することと規定されています。

当該調整の内容は、当社が当該輸入取引について、二国間の相互協議を伴う移転価格税制に関する事前確認（APA）（※）の申出を本邦の税務当局に行い、当該税務当局より当該APAに係る本邦とE国の税務当局間の確認通知を受け、これにより、前事業年度において、当社の営業利益率が一定の範囲から外れた場合には、実績営業利益率がその範囲に入るよう調整を行うため、買手と売手の間で、輸入貨物の売買価格の見直しによる調整金を受け払いするものです。

調整金が発生した場合には、売買契約書、仕入書、当社と売手間における往復文書等の関係書類、調整金の支払又は受領の事実を示す書類により、当該調整金と輸入貨物に対応関係があることが明らかとなります。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に調整金を支払う場合、当社が売手から調整金を受け取る場合のいずれにおいても、当該調整後の価格を現実支払価格として計算することができますか。

※ 移転価格税制に関する事前確認（APA：Advance Pricing Arrangement）

移転価格課税に関する納税者の予測可能性を確保するため、納税者の申出に基づき、その申出の対象となった国外関連取引に係る独立企業間価格の算定方法及びその具体的内容について、税務署長等が事前に確認を行うこと（国税庁ホームページより）

#### 【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に調整金を支払う場合、貴社が売手から調整金を受け取る場合のいずれにおいても、当該調整金は、輸入取引に付されている価格調整条項の適用により、受け払いされる輸入貨物に係る調整金と認められますので、調整後の価格を現実支払価格として、課税価格を計算することとなります。

(理由)

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、当該輸入貨物の売買価格は、売買契約により、APAに係る調整金を含めた価格となる旨が合意されており、また、当該調整金が発生した場合には、取引関係書類から、当該調整金が貴社と売手との間で受け払いされる事実とともに当該調整金と輸入貨物に対応関係があることが明らかになるとのことです。

このため、当該調整金は、輸入取引に付されている価格調整条項の適用により、輸入貨物に係る価格の調整として貴社が支払う又は受け取るものであり、当該輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて、貴社がその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払う総額は調整後の価格と認められますので、調整後の価格が輸入貨物の現実支払価格となります。

したがって、輸入貨物の仕入書価格の支払後に、貴社から売手に調整金が支払われる場合は、仕入書価格に当該調整金を加えた価格が現実支払価格となり、貴社が売手から調整金を受け取る場合は、仕入書価格から当該調整金を控除した価格が現実支払価格となります。

《参考》

買手による輸入貨物に係る仕入書価格の支払後に、輸入貨物の売買契約に付されている価格調整条項の適用等によりその輸入貨物の価格について調整が行われる場合、その調整後の価格（仕入書価格に別払金を加えた又は仕入書価格から返戻金を控除した価格）が現実支払価格となります。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)、(3)ニ、4-2の2(2)、(3)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合においては、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

(具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。)